

WHO世界戦略

アルコール健康障害

対策基本法

山形県推進計画

2014年6月、 アルコール健康障害対策基本法が施行!!

WHOは、2010年5月の総会で「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」を決議し、加盟国に対して総合的な対策を求めました
日本にも、基本法を作ろうという機運が生まれました

2013年12月7日、0時25分、国会可決!



基本法の理念

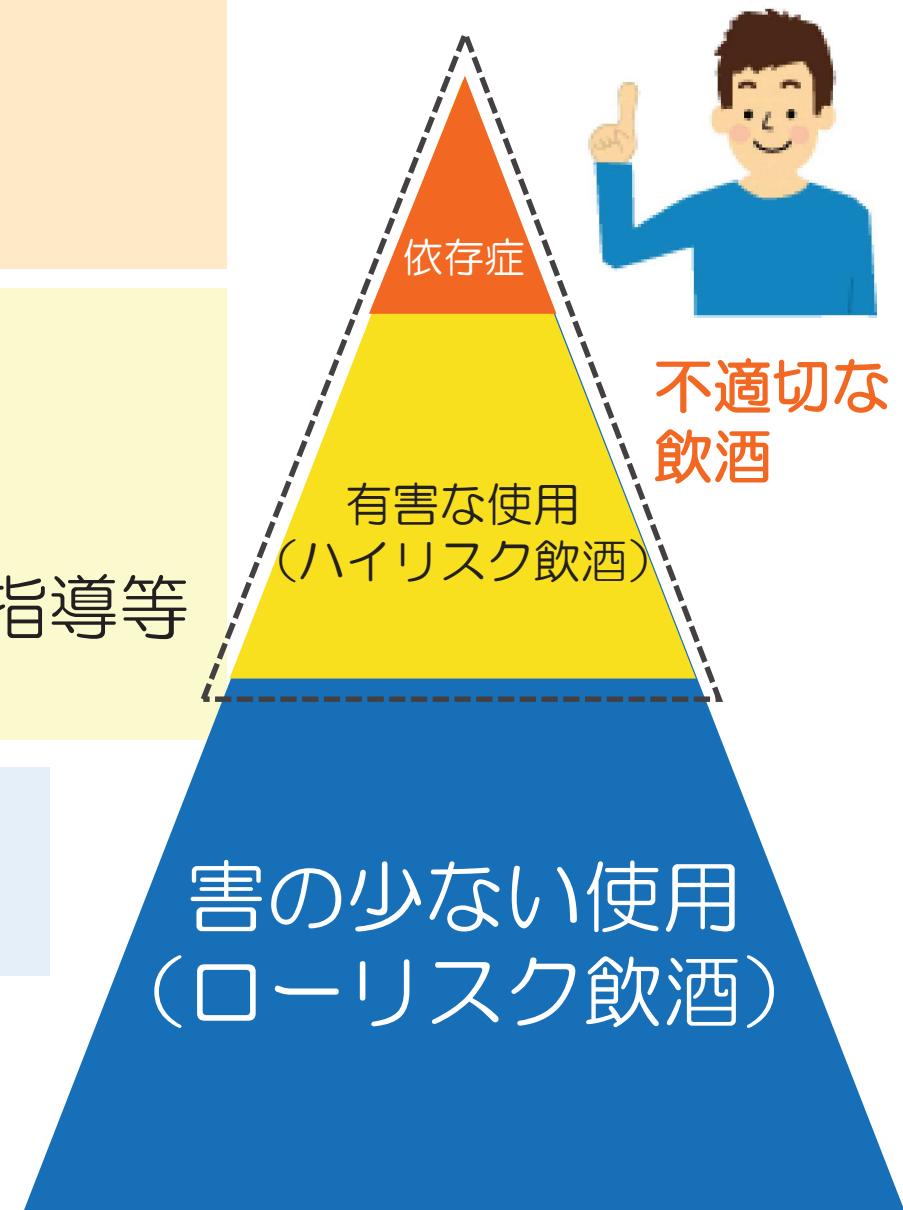
『不適切な飲酒』の防止によって、
『健康障害と関連問題』を防止する

日本におけるアルコール健康障害対策や法制度

時 期	アルコール関連問題対策
1922年	未成年者飲酒禁止法 公布
1955年代	『回復の見込みがない』として扱われた隔離と収容の時代
1958年	高知県と東京都で、我が国初の「断酒会」が誕生
1961年	酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律 公布
1963年	国立久里浜病院に我が国初の「アルコール依存症専門病棟」設置
同年	全日本断酒連盟の設立
1950年代前半～	疾病としての『コントロール喪失と進行性』アルコール依存症
1970年代後半～	『福祉的支援の対象』としてのアルコール関連問題にかかる
1989年以降…	医療・保健・教育・福祉サービスの対象として… <ul style="list-style-type: none">専門医療と健康障害を扱う一般医療との連携が求められる自助グループ(断酒会、A.A.など)を活用した社会参加へ
2014年	アルコール健康障害対策基本法 施行

アルコール健康障害対策基本法の概要

再発 予防	① ◆社会復帰の支援 ② ◆民間団体の活動支援 (医療の充実等)
⑩の基本的施策 進行 予防	③ ◆健康診断及び保健指導 ④ ◆医療の充実等 ⑤ ◆相談支援 ⑥ ◆飲酒運転等をした者への指導等 (人材の確保等)
発生 予防	⑦ ◆不適切な飲酒の誘引防止 ⑧ ◆未成年者予防教育の振興
全体	⑨ ◆調査研究の推進等 ⑩ ◆人材の確保等 (民間団体の活動支援)



山形県でも、2019年3月、 アルコール健康障害対策推進計画を策定!!

ポイント!

山形県の計画では「節度ある飲酒」という表現をします。
あえて“適正飲酒”という言葉は使いません！



県が選定する専門医療機関 (五十音順)

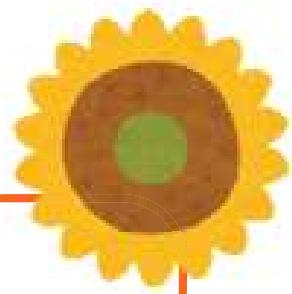


病院名	所在地・連絡先	電話連絡先
秋野病院	天童市久野本362-1	023-653-5725
かみのやま病院	上山市金谷字下河原1370	023-672-2551
山形さくら町病院	山形市桜町2-75	023-631-2315
佐藤病院	南陽市柵塚948-1	0238-40-3170
山容病院	酒田市浜松町1-7	0234-33-3355
若宮病院	山形市吉原2丁目15-3	023-643-8222



相談拠点

機関名	所在地	電話連絡先
山形県精神保健福祉センター	山形市小白川2-3-30	023-624-1217



人それぞれ体質により、健康に影響する酒量は異なります。
かつては「百薬の長」とされました BUT 最近の研究では、少量であっても何らかのリスクがあると解っています。「限りなくリスクの低い飲酒量」という意味で「節度ある飲酒」としています。

身近な相談窓口

機関名	電話連絡先
村山保健所	023-627-1184
最上保健所	0233-29-1266
置賜保健所	0238-22-3015
庄内保健所	0235-66-4931
山形市保健所	023-616-7275

お住まいの市町村役場・保健師さんにお尋ねください！